

企画提案書評価基準

企画提案書は、次に掲げる事項により評価採点する。

また、提出された企画提案書のうち、最も高い評価を得た提案者を、契約の相手方として選定する。

1 評価項目と評価基準

- (1) 業務内容の理解度：業務の目的・内容について十分に理解していること
- (2) 提案内容の独創性：提案内容に独創性がみられ、且つ説得力を有していること
- (3) 提案内容の的確性：提案内容が具体性、妥当性を伴っていること
- (4) 業務遂行の確実性：作業工程や内外での体制等が事業を確実に遂行できるものになっていること

2 評価採点者

企画提案書の評価採点するものは、東国水郷観光推進協議会構成4市の観光主管課課長とする。

3 採点方法・選定方法

- (1) 評価採点者ごとに、1. 評価項目と評価基準(1)～(4)の各項目について3点を基準として1点から5点までの5段階評価を附す。
- (2) 評価点の合計が48点(80点満点)以上で、最も高い評価を得た提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 最も高い評価を得た提案者が複数ある場合には、見積額が安い提案者を契約の相手方として選定する。なお、見積額においても同額の場合には、そのうちから事務局が選定する。
- (4) 企画提案書の提出者が1名の場合は、評価点の合計が48点以上(80点満点)の場合に契約の相手方として選定する。